

魚津市告示第31号

魚津市中小企業等及び商店街活性化支援事業助成金交付要綱の
一部改正について

魚津市中小企業等及び商店街活性化支援事業助成金交付要綱（平成17年魚
津市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

魚津市長 村椿 晃

題名を次のように改める。

魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱

第1条中「。以下「規則」という。」及び「及び商店街」を削る。

第2条第3号を削る。

第3条中「及び商店街」を削り、「市内中小企業者等」を「市内中小企業
等」に改める。

第5条中「及び商店街」を削る。

第6条中「及び商店街」を削る。

第7条中「及び商店街」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

助成対象事業	助成金交付要件	助成対象経費	助成金の額	助成金の限度額	助成金の交付申請期間等
特許等取得助成事業	市内中小企業が弁理士に依頼し、産業財産権を取得すること。	出願に係る弁理士費用	助成対象経費の4分の1	20万円	出願後3か月以内
ビジネスフェア等出展事業	自社で製造・販売している商品等を県外に出展すること。	出展に要する会場使用料（出展料及び出展小間料）、通訳報酬及び展示品運送費（通訳報酬及び展示品運送費については、海外に出展する場合に限る。）		5万円	事業実施前かつ出展確定後
ホームページ作成事業	自社のホームページを新規に作成すること。（既にホームページを有している事業所は除く。）	作成委託料、ホームページ作成に必要なソフト購入費		5万円	事業実施前かつ委託契約締結後

備考

- この表により算定した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 各助成対象事業に係る助成金の交付は、1中小企業等につき会計年度ごとに1回限りとする。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地
事業所名
代表者名

印

年度魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付申請書

年度において、魚津市中小企業等活性化支援事業を実施したいので、魚津市中小企業等活性化支援事業助成金 円を交付されるよう魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

申請額

円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 交付要件を証する書類
- 4 その他

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業所名
代表者名

年度魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交
付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市中小企業等活性化支援事業
助成金について、魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱第5条の
規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。
交付条件

2 交付しません。
交付しない理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

事業所名

代表者名

印

年度魚津市中小企業等活性化支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市中小企業等活性化支援事業助成金の交付決定通知があった魚津市中小企業等活性化支援事業について、魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業所名
代表者名

年度魚津市中小企業等活性化支援事業助成金確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市中小企業等活性化支援事業助成金については、魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、その交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。